香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和 2 年10月 9 日 13時25分~15時33分			
開	催	場	所	香川労働局 第一会議室			
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人	
				労働者を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
				使用者を代表する委員	出席 3 人	定数3人	
主	要	議	題	1 香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金について (金額審議)			
議	事	要	山口				

1 金額審議について

労働者側 第1回提示額: 958円(+5円引上げ)

根拠:春の賃上げの状況や高卒初任給の状況から5円UPとしたもの。使用者側が上げなければこれ以上は難しい。

労働者側 第2回提示額 : 957円(+4円引上げ)

根拠:譲歩してこの金額を提示したものの、これ以上は難しいので公益に一任する。

使用者側 第1回提示額: 954円(+1円引上げ)

根拠: 景況感も悪く、造船業では受注も少なく先行きが不透明であるため、1円UPより上は難しい。 有効求人倍率も0.03ポイント下がっており、東京商工リサーチの情報によると、廃業を考えた中小企業の割合が7%を超えているとのことである。

使用者側 第2回提示額 : 954円(+1円引上げ)

根拠:工場を閉めている事業場もあるし、ドックのうち1つは物置になっている事業場もあり、非常に厳しい状況である。また、全体の9%を超える従業員の削減を行っている事業場もある。春闘の頃はまだコロナの影響は少なかったが、今年の最賃は昨年度とは事情が違う。

使用者側 第3回提示額: 955円(+2円引上げ)

根拠:歩み寄りが必要なため2円UPとしたものの、これ以上は公益に一任する。

労使双方より公益一任となり、公益案:+3円 時間額956円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。